

屋久島を知る上で一番大事なことは、屋久杉を知ることである。

屋久島の歴史は屋久杉と共にあり、屋久杉が屋久島の歴史を教えてくれるからである。

屋久島には二千年、三千年という屋久杉が今生きつづけているし、七千二百年と云われる縄文杉も生存するから、屋久島の変遷どころか、日本の歴史をも語つてくれるといふのに、私達はその屋久杉達の声を聞くことが出来ないのは残念である。

時に屋久島も『自然と共生出来る環境づくり』の機運の中に、いろいろ屋久杉の声を聞き取ろうとする動きがある。

①屋久杉原生林特別天然記念物指定、②国立公園指定、③屋久島自然保護活動、④野外博物館構想、⑤自然休養林設定、⑥ユネスコの生物圏保護区指定、⑦林地活用計画、⑧環境文化村構想、⑨世界遺産条約登録……その他、盛沢山である。しかし島内の関心は高まりがうすい。どうしたものか。

屋久杉は世界の銘木として、江戸期を通じて島津藩が、明治以降国が取扱う専売品として流通した。古くは上納品となり、又生活物資の交換品として平木・板木に加工された。近時は国の林業政策の中で伐採が続けられて来た。

その伐採期間の長さから、数量もぼう大なものにのぼるが、どこにどう使用されたかを知る資料はない。

五百年を生きた木は五百年の風雪に耐え、千年の木は千年に耐え

るというが、屋久杉の時代的造物に接したくとも、島内になく、京都の二、三の仏閣と、かつては雄藩大名家にその使用の跡を見るにとどめる。島内は藩命の使用禁止令と、古今を問わず価格高が一般的よく手の届くものでなかつた事を物語つてゐる。

しかし、屋久杉には、島民生活のすべてがかかっていた山稼時代から、その所有権をめぐる国との抗争の時代と、屋久杉を相手にした共生の歴史がつづいている。ならばせめて、加工の平木・板木などの品々を知る資料は大事にしたいもので、これから島民の精神的糧となることは必定である。

近年のものであるが、『経済史研究』第二十九巻第一号に、「屋久島の平木」と題する喜多村俊夫氏の論文を見たので、紹介させて頂く。

屋久杉の平木に関する資料が少いだけに貴重なものである。

昭和十七年、『種子島・屋久島史料採訪』の上に、享保十三年(一七二八)の『屋久島手形所規模帳』を踏えて書かれておられる。

実はこの経済史研究二十九巻第一号は、『屋久・種子の研究』の特集号で、他に①「種子島の土地と人口」、②「掖玖・多禰嶋古史考」、③「種子島郷土覚書」、④「屋久島・種子島に於ける土地制度と原始的農法」、⑤が表題の「屋久島の平木」、⑥「種子・屋久両島史料採訪旅行記」と「餘録」に学問、「文献」紹介に「最近の経済史学界」となつてゐる。

文献資料紹介

〈第22回〉

屋久島の平木

山本秀雄

(やまとひでお)

屋久島の平木

喜多村 傑夫

一、屋久島支配の変遷と其の形態

種子の地形の極めて平坦なるに比し、島の中央部に九州第一の高峰宮ノ浦岳を擁する屋久が突兀として急斜面に富み、頗る対照的な外貌を有する事によりても予想せらるる如く、両島は其の生産事情に於いても著しく相違点を有している。即ち種子が農業と牧畜の島なるに比し、屋久は林業と漁業の島であり、殊に林業は其の大宗をなすものである。本稿は屋久島林産物の代表たる平木を中心、近世に於ける屋久の経済的特質を描出せん事を庶幾するものである。

屋久に於ける杉の美林の存在は世上著聞する所であり、其の繁茂の原因は土質、雨量の豊富、気候の温暖等の自然的要因の優秀に加うるに、累世之に加えられたる保護管理の宜しきを得たる事並に本島が孤島にして搬出の不便なりし事情にも帰し得るであろう。但し此等の事実に関し史料的に明証を有するのは主として近世以降に限らるるが故に、本稿も又其の時代より筆を起すを余儀なくせらるるのである。

元来屋久は種子口永良部等と共に鎌倉期の平姓

地頭、種子島信基以降累世、中世を通じて其の所領たりしものであり、本土薩摩に於ける島津氏の強勢と共に漸く其の影響は南島にも浸潤し、天文⁽¹⁾年間に種子島に内訌あり、島津の援助を仰ぐの事ありて其の傘下に吸収せらるる形勢に在り、島津氏に義久、義弘の出するや後遂に全く臣隸化し、島津姓を有する八家の列に加わり姻戚関係を結ぶ事も至つたのである。

されば秀吉の天下を一統し、其の対社会策の一端として、隨處に大工木工事時等の盛行を見るや、天正十四年以降奈良の大佛殿に倣いて京都に方広寺の建築せらるるに際し、島津氏は其の用材の調達を命ぜられ、必要とする樹種が主として檜、杉であった關係から、部将伊集院忠棟、島津忠長の二人を屋久に派して調達せしめ、且同時に藩主義久自身よりも「屋久島捉条々」を規定して其の材木の領外流出を禁止している事実がある。⁽²⁾夙に木材の宝庫としての屋久の価値が島津氏によりて認識せられたるを示すと共に、後日に於ける、周到なる屋久杉管理組織の魁をなせるものとして注目に値する。

文禄四年秀吉より授けられたる薩摩・大隅・日向諸県郡の検地目録の記す所に従えば、島津以久知行分一万石の中恵良部郡の頂に続き、山役、浦役此米

三千六百三十四石三斗八升 屋久島⁽⁴⁾

と見える。山役、浦役として其の石高の記載せられたる処に、既に屋久に於ける山林の存在及び意義を指摘し得るのである。

島津以久知行分とありし事によりて覗はるる如く、種子島氏は文禄四年の検地を機会に領地繰替となり、知覽の領主となつたが後慶長四年再び旧領種子島に復したるにも関わらず、屋久・口永良部の二島のみは暫く借地として島津氏の手中に存り、遂に返付を見ず、後永く蔵入地として管理せらるるに至つた。新検打出の結果として種子一島のみの石高が一万石近くを有するに至り、種子島氏の下に屋久を附するの必要のなきに至れる事も一因であろうが蓋し其の林産資源に著目せられたる結果であろう。

前述の如く文禄四年の検地目録によれば屋久の石高は三千六百三十四石余であつたが其後屢々実施せられたる検地の結果は左の如き数字を示している（文禄以後著しく石高の減じたる理由は未だ判明しない）。

寛永十六年	一三七四石
享保十一年（口永良部を含め）	一五六九石
天明七年（同）	一五六九石
文政九年（同）	一五六九石
嘉永二年	一三八四石

口永良部は嘉永二年一八四石とあり、享保十一、天明七、文政九の各年の石高より之を除けばすべて一三八四石となり、享保以後は石高の一一定せしを知る。

島津氏の蔵入地となりて後の支配体制を見るに寛永十九年「屋久代官」の名があり、元禄八年には屋久代官南郷久武・丸田實親を罷めて曾木重寛・鹽浦長春を「屋久奉行」に補した。即ち当初の屋久代官が元禄以後屋久奉行と改められたのである。屋久奉行の役順は普請奉行の次で初めは屋久島へは抑役を駐在せしめたのみであったが寛永五年事ありて後は抑役を廃し、一年交替に屋久島奉行一人宛在島せしめた。其の駐在地は宮ノ浦であつた。又屋久島内の要地宮ノ浦、一湊、安房、栗生の四個處には番所が設けられ、鹿児島の城下士の勤番を見たのであつたが其の任務の詳細は後節に譲る事とする。

元々種子と同じく一領主種子島民の支配下に在りし屋久が、本藩の直轄領となり、明治に至る迄約三百年に近く、種子とは政治を異にし、直接の交通を絶ち、此處に其の自然的特質の相違と相俟ち、屋久は著しく鹿児島風を帯びるに至り種子とは一葦帶水の間に在り乍ら著しく様相を異にする屋久が現今に伝えらるる事となつたのである。

二、平木の生産と管理保護

平木とは材質良好にして耐久力に富む屋久杉を割つて小板を作り、板瓦用となせるものの称呼で

あつて、島内では一切平木の私売を禁じ之を貢租の代納物となすものである。即ち屋久島奉行より作業奉行に送られたる平木は、薩摩の公用舎屋等に總べて用いられるものである。平木が何時の代より屋久島の貢納に充てられ、特殊の生産物となるに至れるかは茲に明かにし難いが、伝うる所によれば寛永年間薩藩の碩儒如竹翁⁽¹⁾が之の利用を藩庁に勤め、島民の蒙を開きしに初まると云う。伝うる所は如竹翁一人の功績に帰しているが如くであるが既述せる天正年間本島に杉材を求めし事例より察するも、夙に島津氏に於ても之の利用經營に就きて考慮を払える処があり、偶々如竹の具体的なる方策の進言を俟ちて実行に移されしものであろう。

試みに嘉永二年に於ける蔵入高収納に就きて見るも、高別屋久島一三八四石、納物の項に「免本米」とあり、「用心米団なく凡て平木納となし」とあるのがそれであり、藩の勝手方支配に属する「屋久島方」なるものが此の貢納平木を処置していた。

平木の生産並に管理に関する諸事項を最も明細に記せるものは「享保十三年屋久島手形所規模帳」であるが、今暫くこれによつて貢納に際しての諸品と平木の代束数を覗うであろう。茲に云う一束とは平木百枚の謂である。

一、眞米一石⁽¹²⁾

尙前記規模帳によれば平木代納は農産物の場合に限らず、

一、小麦一石	同	同	五十二束
一、大麦一石	同	同	二十六束
一、大豆一石	同	同	百束
一、小豆一石	同	同	百五十束
一、荒粟一石	同	同	八十九束
一、芋箆 ^(マカ) 一斗五升入	同	二束	二十五枚
一、橙千二付	同	十束	
一、九年母千二付	同	三十束	
一、密柑千二付	同	十一束	
一、真綿百匁二付	同	三十束	
一、麻苧百目二付	同	二束	
五十枚			

一、屋久島山役、一人付年中平木六束ツツ

時々人數究ヲ以上納可申付事

一、屋久島名頭殿役、一人付年中平木六束宛可

相掛事 但名頭數夏免定置也

一、屋久島中馬、一足二付口錢平木ニメ一束ツ

ツ馬數改を以可相納事⁽¹⁸⁾

とあるが如く平木があらゆる意味に於て屋久島貢納の根幹たりしを察し得るのである。

かかる平木の生産地たる本島の林政実施機関としては如何なるものが存在し、如何なる方針を以て管理保護に当つたであろうか。

宮ノ浦に一年交替にて駐留する屋久島奉行については既に述べた所があつた。規模帳の冒頭に記載の如きの差引難成候付、先年島押立人被移置候處子年より屋久島奉行一人一年代在嶋被抑付候条萬端入念可相勤之、勿論不及了間儀者可得差図事

とあるのが其の設置の意義並びに機能を示せるものである。

奉行の支配下に在りて直接山林の管理に當るものに行司及び山頭⁽¹⁹⁾があり、更に村々には下目付、下代がおかれた。此等の役人の管理の目標は次の諸点に置かれていた。項を分ちて記せば次の如くである。

(1) 献上用木材並に領主の用木は伐採禁止

(2) 諸用木の苗木伐採の禁止及野火取締⁽¹⁸⁾

(3) 防風林の仕立。田畠へ塩風の当らざる為で

ある。⁽¹⁹⁾

(4) 山入人數を減少せしむる様に取計うこと。⁽²⁰⁾

此の(4)の点に關しては最も興味が深いので暫く説明を加うる事としたい。即ち近年山入の人数が増加した為本木費米が過分に要用となり、藩庫の不如意を來すこととなつた。然し島方は山稼の他余業はなき様であるが、成るべく耕作方其他の余業に入力を入れしめ、山入りの人数を減少せしむる様取計うべく、尚若し島内の人數多きに過ぎ、山稼せざれば生計立ち難しと云うに於ては、本土へ召移す筈であるから其の心得を島民中へ申渡すべしとの事であつて、余りに林業専一となりたる結果、山稼人の増加を見て杉林の漸次荒廃し、平木の產出量にも影響する事となつた為、かかる政策が役人の管理手段として既に早く享保年間に於て採用せられつつあつたのである。

然るに享保度山稼人の増加に苦しめる藩当局は、後日天保年間に至りては逆に山稼人、所謂山師の減少、平木の一定量の調達の不可能となるに困却し、十四年五月「山稼獎励達書」を發している。即ち屋久島村々は平木の生産が第一の稼業なるに關係らず、近年山稼に対し不順着となり、平木を作らず、他人の製品を買入れて貢納を弁ずる程の者をも生ずるに至り、平木急入用の際差支を生ずべ

きは勿論、買入の結果は位劣りの平木を納むることもなつてゐる。山稼は長年の経験を要するもの故、十二・三歳頃より二十五歳迄、年々両度、

日数七日以上入山せしめて技術を習得せしむる事とし、村毎に人名、入山日数を調査の上届出ずべき事を命じてゐるのであって、享保度と僅か百年を隔つるのみにしてかかる著しき変化を生じたる理由は明白でないが、推察するに或は平木の生産に要する労力に比し、貢納に於ける換算率の島民に不利なりし事情と、山稼以外の副業が生じ、買入を以て平木を納むる事の利となつた故であろう。

か。屋久島近海の鰐漁の利、飛魚の蒲鉾⁽²¹⁾等の水産、或は海岸近き平坦なる海蝕台地上に園地として開かれたる畑の利等が深き関係を有せるものであるが確証を欠いてゐる。

(5) 下代をして諸用木の善惡を精査せしめ、合格の節は極印を先規の如く入るべきこと。若し不良材あらば下代の越度となる定めである。⁽²²⁾

三、輸送、販売とその統制

輸送、販売の事情を述ぶるに先立ち、之が統制に當る機関に就いて説明を試みたい。即ち番所の組織である。

宮ノ浦（屋久島の首都）に津口番所がある。此處には検者並に横目なる役人が派遣せられていて船改其他材木輸送に関する監視をなし、屋久島奉

行の指揮下に在りて任務に服した。

尚宮ノ浦以外の島内の要港たる長田村・一湊村・安坊（房）村・栗生村及び宮ノ浦を含めて五個⁽²⁶⁾處に又船改所があり、之も亦屋久島奉行指揮の下に島外へ搬出の木材船の監視を行つた。

津口番所及び船改所の任務は、上述の如く木材移出の船に就き規則に反する事無きやを検すると共に、是等に規定の運上を課するに在つた。即ち六十石乃至百五十石積の船は毎年船改に際し一石に付銀三厘四毛宛、又薩藩船の他国出向の節は船の大小に依らず一石に付手形銀一分五厘宛、帰帆の節は一石に付手形銀一分宛と定められていた如くである。⁽²⁷⁾

販売及積出は屋久島杉材の薩藩財政上に於ける位置の重大なりしだけに頗る嚴重なる取締規則が設けられていた。

第一に他国不出の木材の品目の規定がある。「他国へ不出物」としては黄楊木・柏・桧・杉・

棕梠之木及皮・蘇鉄・松節・楨肌・楊梅皮・桑之木・櫟之実・三丹花等があり、其の各々の重要性は大略記載の順序に在りしものの如くである。藩の需要を第一義的に取扱い、販売は二義的に余裕ある場合のみに之を行うの趣旨であつた。

従つて、他国向の商品在に対しては津口銀即ち一種の輸出税の定があつた。其の率は「屋久島より可出商売物ハ改を以十部一津口銀可掛事」との

原則に基きて賦課せられしものである。但し次に記すが如き大略の規定はあつたものの、年々の相

場によりて津口銀額を究めるべきことの記されているのは価格に変動多き木材としては当然であり、又一手壳渡の行われたる際は別に「御札銀」なるものの設けられしこと、又上述の如く元来は「他國へ不出物」に在りても、特別の事情により御勝手証文を以て販売する場合は津口銀額は定の通りなる事を規定しているのは、屋久島林政上の事実上の便法（或は此の方に重点のおかれしやも知れぬ）として注意すべきである。津口銀は

又一手壳渡の行われたる際は別に「御札銀」なるものは価格に変動多き木材としては当然であり、又一手壳渡の行われたる際は別に「御札銀」なるものの設けられしこと、又上述の如く元来は「他國へ不出物」に在りても、特別の事情により御勝

既に屢々触れ来れるが如く、薩藩用を第一義となすることは、次の如く其の用材積取の為の船舶の処置並に問屋の扱仕法によりても明瞭に知らるるのである。

商売船の島に到着出帆に際し、他国船は往来共宮ノ浦一港のみに出入すべき定であつたに比し、領内の船は着船の節は島中勝手よき場所に乗入れ、出船の節のみ宮ノ浦番所を経べき定であり、御用木船は津口番所改を必要としなかつた。尚他国船は屋久島滞留中、島内海域の自由往来の禁のありし事も其の活動を著しく制限せるものである。

島外移輸出の木材の事実上の取扱を為すべき問題⁽²⁸⁾は宮ノ浦に二軒あつた。一は他国人問屋であり、一は領内商売人の為のものである。而して此の別は厳重に定められ、夫々面々の扱はるべき問屋のと考へらるる所の帆柱に就きては他国売、地商

売に分ちて夫々直段の定があり、他国売は二~三倍の高値⁽²⁹⁾が附せられている。其他屋久島諸用木買値段、売船山運上の額の定等詳細を極めていて、

屋久の用材の利用の範囲、種類等を示しているのは興味がある。殊に後者の場合は屋久が巨材の产地たりしことから、又著名の造船地たりし事をも察せしむるものがある。「琉球へ持下候用木代銀并手形銀定」のあることは琉球が本土と異りて特殊の材を必要とし、これに対する特殊の取扱法の存したるを示す。

既に屢々触れ来れるが如く、薩藩用を第一義となすることは、次の如く其の用材積取の為の船舶の処置並に問屋の扱仕法によりても明瞭に知らるのである。

商売船の島に到着出帆に際し、他国船は往来共宮ノ浦一港のみに出入すべき定であつたに比し、領内の船は着船の節は島中勝手よき場所に乗入れ、出船の節のみ宮ノ浦番所を経べき定であり、御用木船は津口番所改を必要としなかつた。尚他国船は屋久島滞留中、島内海域の自由往来の禁のありし事も其の活動を著しく制限せるものである。

島外移輸出の木材の事実上の取扱を為すべき問題⁽²⁸⁾は宮ノ浦に二軒あつた。一は他国人問屋であり、一は領内商売人の為のものである。而して此の別は厳重に定められ、夫々面々の扱はるべき問屋のと考へらるる所の帆柱に就きては他国売、地商

売に分ちて夫々直段の定があり、他国売は二~三倍の高値⁽²⁹⁾が附せられている。其他屋久島諸用木買値段、売船山運上の額の定等詳細を極めていて、かかる厳格なる規矩にも関らず、利を追う事の急なる結果は頻繁に密輸出行為を起さしめしものと見え、御用木及他国へ不出材木を密輸出する時

は木材を取揚げ、更に荷主に過料一貫文及び、船頭二貫文、水主一貫文の科せらるべき事の定がある。⁽³⁸⁾ 更に進んでは積極的に材木の密輸出防止の為、他領の旅人の入島取締令さえも見えるのは統制の困難なりしを裏書している。

屋久は既述の如く山林を主とし平地に乏しく、食料の自足の不可能なる特殊の経済的基礎の上に立つていて。されば貢納としての平木は勿論、御用木等は奉行の収入に組入れ、然る後、御用木として直成代銀を付けられたるもの以外、即ち鹿児島に於て販売せらるべきものに就きては夫々時々の値段を以て代銀が島民に下附せられ、⁽³⁹⁾ この代銀が嶋中屋久島奉行より年々春中に島民に売り渡さる食料たる壳米の支払に当てられている。即ち屋久島材の相当部分に就き薩藩は専売方法を採用したのであつて、かかる立場からも他国商売向材に対して制限を加え、之を抑圧するの態度を執りし事情が判明する。後に生ぜる山稼人の減少、不熱心も一はかかる点に其の因由を求めるであろう。又かかる一面、山稼人の保護は薩藩にとりても必須の事柄であり、病氣或は其他の事情にて山入の不可能にして飢渴に及ばんとする島民には、屋久島奉行の吟味を以て米を貸し渡され、追て差引かるべきことが行われた。⁽⁴⁰⁾

自然の生育条件に恵まるるとは云え、再生産に長年月を要する木材が、人口多くして、其の生活

の資を求むるに急に、又藩庫の空乏救済策と相俟ちて、周到なる保護管理の手段にも関らず、常に濫伐の傾向に在りしは当然である。文化五年には既に此の傾向は著しく、屋久杉の節約⁽⁴¹⁾ が令せられている。御用宍料並に樽木樽類のみは在來の如く

屋久杉を以て之に充て、庶民使用の三尺樽以上は地杉を以てすべきことが達せられ、已來はなるだけ屋久杉使用は減す為、切符の使用が行われるに至つた。又屋久材を大阪市場に仕向くる時は、値段が格別高値にして、藩庫を助くる事甚だ大であつたが、屋久林相の著しき貧弱化は最大の生産物たる平木の生産量をも脅威するに至りたる為、屋久杉の大坂廻送の差し止められたのは同じく文化五年八月の出来事である。⁽⁴²⁾

材木の値段に規定のあつたと共に御用木の場合は鹿児島へ積登る船得銀（船隻）並に船頭・水主賃銀の定があり、又鹿児島よりも大阪仕上せの多かった事は、同時に「屋久島より大阪江仕上せ船得銀并船頭・水主賃金定」のある事によりて実証せられる。鹿児島へは、

平木百束二付	同	一匁六分九厘
小平木百束二付	同	七分
水手一人二付	同	十六匁
船頭一人二付	同	二十四匁

※編集部注：二六〇一年は昭和十七年のことです。

であつて、其の理由は脇の字に示される如く貢納でなく、専ら藩の商品なりし事情に基くであろう。即ち同じく鹿児島迄

平木百束
小平木百束
同
十七匁
大平木百束
同
八匁五分

船得銀、船頭・水手賃銀の区別なく、単に運賃と一項目に記載せる所以も脇用木運送の時は運搬者も営利的（義務的ならざる）業者たるを示している。大阪への場合は

帆一端二付（船の大小を示す）
船得銀 夏 三十八匁四分三厘
冬 三十九匁九厘

夏 六十七匁五分
冬 七十三匁五分

船頭一人二付

賃銀 夏 四十五匁
冬 四十九匁

水手一人二付
同
夏 四十五匁
冬 四十九匁

御扶持米一人二付七合五匁宛

季節によりて支給額の異なるのは海上の条件を考慮すれば当然であろう。御用木積船にして赴任の役人を使乗せしめ、平常の積荷量を積載する能はざりし時は其の不足分だけ船得銀の支払われたのは是又当然の処置である。

(後記) 本稿は去る夏、黒正教授に随伴して種子、屋久の南島に約二週間、史料探訪の旅をなせるに際し其の報告の一齣として草せるものである。其の仕法の概略と平木の重要性に關しては主として屋久島宮ノ浦、一湊、安房等に於て土地の有志との座談会を開催せしに際して教示を受け、又親しく現業地に登山して得たる知識を根底とし、現地には史料としては實物を偶目する機会の少かりし為、主として「日本林制史資料 鹿児島藩」に収載せられたるを経とし、「鹿児島県史」一一二巻及び「熊毛読本」卷一、並に「熊毛地誌」卷一の説明を縛として成稿せるものである。史料に前述の如き制約を有せるものなるが故に広く大方の御叱正を乞うものである。尚現状等に就きては同じく筆者の草すべき旅行記につき参考を得ば幸甚である。



21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
鹿児島県史																				
（1）の六七頁。																				
（1）の六七頁。																				
（1）の六七頁。																				



江戸時代の平木見本(楠川区所蔵)